

☆児童生徒の出席停止措置基準☆

令和3年1月12日時点

(1) 児童生徒本人の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

① 児童生徒の感染が判明



【出席停止】

<開始日（この日から出席停止）>
感染が判明した日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）
↓
<終了日（出席停止最終日）>
専門医等が快癒を認める等により登校を許可したとき

② 児童生徒が「濃厚接触者」



【出席停止】

<開始日（この日から出席停止）>
濃厚接触者と特定された日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）
↓
<終了日（出席停止最終日）>
原則は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間。
ただし、期間中に児童生徒の感染が判明した場合は(1)-①へ
※検査で本人が陰性となれば、保健所等の指示する期間

(2) 児童生徒の同居家族の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

① 同居家族の感染が判明



【出席停止】

<開始日（この日から出席停止）>
児童生徒が濃厚接触者と特定された日（判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日）
↓
<終了日（出席停止最終日）>
原則は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間。ただし、期間中に児童生徒の感染が判明した場合は(1)-①へ
※検査で本人が「陰性」となれば、保健所等の指示する期間は出席停止

② 同居家族が「濃厚接触者」



【出席停止】

<開始日（この日から出席停止）>
同居家族が濃厚接触者と特定された日
↓
<終了日（出席停止最終日）>
「濃厚接触者」と特定された同居家族のPCR検査がわかるまでは出席停止とするが、その同居家族の感染が判明し、児童生徒が「濃厚接触者」と特定された場合は(1)-②へ
※検査で濃厚接触者に特定された同居家族が「陰性」となれば、保健所等の指示する期間は出席停止

(3) 児童生徒本人に発熱等の風邪症状が見られる場合

① 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合



【出席停止】
<開始日（この日から出席停止）> 症状が出た日 ↓ <終了日（出席停止最終日）> 快癒の翌日から3日後。または、医師等が 快癒を認める等により登校を許可したとき
【例】1日に快癒した（治った）とすれば 2日～4日まで出席停止、5日より登校可能

② 児童生徒がPCR検査を受けた場合



【出席停止】
<開始日（この日から出席停止）> 症状が出た日 ↓ <終了日（出席停止最終日）> 結果が「陰性」となった場合は、保健所等 の指示する期間 なお、児童生徒の感染が判明した場合は、 (1)-①へ

(4) 「濃厚接触者」ではないが、児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

① 同居家族に発熱等の風邪症状がある場合



【登校可能(原則)】
ただし、 「同居家族の症状が重症である場合」や 「同居家族が感染拡大地域に勤務あるいは 通学しているなど、状況的に感染している 恐れが高い場合」は、【出席停止】
<開始日（この日から出席停止）> 同居家族の症状が出た日 ↓ <終了日（出席停止最終日）> 同居家族の快癒の翌日から3日後（(3)-① に同じ）、または、医師等により、新型コロ ナウイルス感染の恐れがないと認められたとき

② 同居家族がPCR検査を受けた場合



【登校可能(原則)】
ただし、 感染拡大防止の観点から、あるいは保護者 の意向等で結果が出るまで登校を控える方 が望ましいと判断した場合は、【出席停 止】
<開始日（この日から出席停止）> 同居家族の症状が出た日 ↓ <終了日（出席停止最終日）> 同居家族の「陰性」が判明した場合、保健所等 の指示する期間。なお、同居家族の感染が判明 し、児童生徒が「濃厚接触者」と特定された場 合は、(1)-②へ